

一中だより

令和7年7月1日

第4号



作成者：荒川区立第一中学校長 小柴 憲一

「人権課題」があるということは「人権問題」があるということ

東京都では、平成27年(2015年)8月に「東京都人権施策推進指針」を策定しましたが、その中で、17の「人権課題」について現状と施策の方向性を示しています。「人権課題」があって取り組んでいるということは、その背景として「人権問題」があるからなのです。

今回は、17の「人権課題」の中から10の「人権課題」について「東京都人権施策推進指針」で示された人権問題について紹介しています。

No	人権課題	人権問題
1	女 性	○管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など男女平等参画が十分とは言えない状況がある。また、セクシャル・ハラスメントや配偶者等からの暴力、ストーカー行為など、犯罪となる行為をも含む人権侵害も生じている。
2	子 ども	○児童虐待等が深刻な問題となっている。子どもたちのいじめや教師による体罰も依然として大きな問題である。また、親の収入状況によっては十分な教育の機会が得られなくなる等の問題もある。さらに、情報通信技術の急速な発展や、性の商品化等により、子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめ等の被害者や加害者になったりする事態が生じている。
3	高 齢 者	○養介護施設の従業員等による虐待、あるいは家庭における養護者による虐待など、深刻な人権侵害が生じている。 ○また、高齢者が年齢等を理由に一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居の機会を奪われたり、地域社会や家族関係において高齢者が孤立したり、高齢者を狙った悪質商法が発生したりするといった様々な問題も生じている。
4	障 害 者	○障害のある人にとっては、店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる差別や偏見といった私たちの「心のバリア」など、日常生活又は社会生活を営む上で様々なバリアがある。
5	同 和 問 題	○公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、インターネット上に悪質な書き込みをする、就職差別や結婚差別、土地差別につながるおそれのある身元調査、土地調査等を行うといった事例が起きている。 ○また、同和問題を口実として何らかの利益を得るために不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題解決の妨げとなっている。
6	アイヌの人々	○アイヌの文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々に対する誤った認識等から、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在している。東京にもアイヌの人々が暮らしており、これらは北海道だけの問題ではない。
7	外 国 人	○言語、文化、宗教、生活習慣等の違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見が見られる。例えば、外国人というだけの理由で、住宅の賃貸や商店への入店を断る等の事例や、就労に関し不合理な扱いをするという事例が見られる。また、特定

		の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっている。 ○さらに、言葉や文化、生活習慣等の違いから、外国人が日常生活に支障をきたしたり、外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じたりするといった問題もある。
8	HIV感染者・ハンセン病患者等	(1)HIV感染・エイズ ○HIVは、日常生活で感染することはほとんどない。しかし、誤った知識や無理解から、就職をはじめ日常生活において、エイズ患者やHIV感染者への差別や偏見が見られる。また、仕事を続けられなくなる事例や、子どもをもつことへ周囲が反対する事例、医療施設や介護施設において診療、入所を拒否される等の事例が見られる。 (2)ハンセン病 ○かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6(1931)年以降、患者は法律により療養所に強制隔離され、家族も厳しい差別と偏見にさらされた。 ○現在、患者や回復者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流も行われている。その一方、平成15(2003)年に起きたハンセン病療養所入所者に対するホテルの宿泊拒否事件のように、今なお、誤った認識や偏見が残っている。
9	犯罪被害者やその家族	○殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われる等の身体的被害のみならず、生計者を失うことにより収入が途絶え経済的に困窮するといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心ないうわさや中傷・偏見により精神的苦痛を受ける。犯罪後に生じるこうした被害を二次的被害と言い、犯罪被害者やその家族は、長期にわたり二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変する。 ○被害に遭った方の中には従前の生活への復帰が困難であったり、周囲との接触をためらい、社会から孤立してしまったりする事例も見受けられる。また、性犯罪・性暴力の被害に遭った方の中には、心身への大きなダメージや人に知られたくない等の被害の特性から、誰にも相談できない方が多くいるという調査結果もある。
10	インターネットによる人権侵害	○機器の利便性や情報が瞬時かつ広範に伝わるといったメディアの特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしている。 ○プライバシーの侵害としては、インターネット掲示板へ個人情報を無断で公開する、コンピューターウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出す、スマートフォン等を介して不正なアプリケーションをインストールさせ情報を流出させるといった悪質な事件が発生している。 ○また、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでの子ども同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれるという事例も発生している。

このほかに、人権課題「北朝鮮による拉致問題」「災害に伴う人権問題」「ハラスメント」「性同一障害者」「性的指向」「路上生活者」「様々な人権課題(刑を終えて出所した人、個人情報の流出やプライバシー侵害、親子関係・国籍、人身取引等)」があります。

本校は人権尊重教育推進校として、子どもたちに人権課題に正対させることとなりますが、「それぞれの課題についてどのような人権問題が発生しているのか」についても理解させてまいりたいと思います。

お知らせ

- 女子バレーボール部が夏季選手権大会兼第41回荒川区中学校総合体育大会において、以下の成績を収めました。
第2位